

静岡県告示第113号

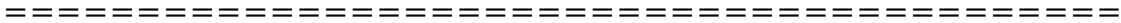
道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年2月26日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	三島富士線	沼津市根古屋字ウハ田 172番の1から	前	-	-
		沼津市井出字矢取 595番まで	後	20.0	691.0



静岡県告示第114号

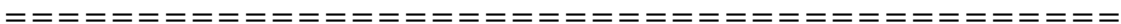
道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年2月26日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	原停車場線	沼津市根古屋字江道 169番の1から	前	9.7~14.7	155.0
		沼津市根古屋字ウハ田 175番の1まで	後	10.6~19.3	155.0



静岡県告示第115号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示

する。

その関係図面は、令和6年2月26日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士川身延線	富士市木島字南山 562番の1地先から	前	24.0~59.3	41.0
		富士市木島字南山 官有無番地まで	後	24.5~59.3	41.0

=====

#### 静岡県告示第116号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年2月26日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士由比線	富士市岩本字上町 2251番の4から 富士市岩本字堤外 官有無番地まで	前	14.0~43.5	344.6
			後	14.0~64.0	344.6
		富士市木島字南山 官有無番地から 富士市木島字南山 562番の1地先まで	前	21.4~44.3	34.9
			後	24.5~44.3	34.9